

省エネルギー設備等導入支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 省エネルギー設備等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、事業者による省エネルギー設備の導入に要する経費や ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の構成要素となる高性能建材、高性能設備機器等の導入に要する経費の一部を県が補助することにより、事業者の徹底した省エネルギーを推進し、産業・業務部門における温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「省エネルギー設備」とは、エネルギー消費効率の高い設備であって、別表1に掲げる設備をいう。
- (2) 「ZEB」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第27条に基づく省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。）において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready のいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得した建築物をいう。
- (3) 「中小企業等の事業者」とは、県内に工場又は事業場を有している者で、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する会社若しくは個人（同項第2号に規定する政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）又は同項第2号から第11号までに掲げる中小企業者（みなし大企業は除く。）
 - イ その他知事が認める者であって、常時使用する従業員の数が300人以下の者
- (4) 「大企業」とは、前号の中小企業等の事業者には該当しない者をいう。

（補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助金の額）

第4条 補助対象事業者は、省エネルギー設備を導入する中小企業等の事業者、又は建築物の ZEB 化を実施する大企業若しくは中小企業等の事業者であること。ただし、国、地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する団体を除く。

2 次の各号のいずれかに該当する団体又は個人は補助対象事業者としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

3 補助対象事業は、省エネルギー設備の導入に係る事業又は建築物の ZEB 化に係る事業であって、エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものとする。

4 補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額及び補助金の額は、省エネルギー設備の導入に係る事業は別表2、建築物の ZEB 化に係る事業は別表3によるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、様式第1のとおりとする。

2 前項の申請書は、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定及び取消)

第6条 規則第6条による補助金の交付決定の通知は、省エネルギー設備等導入支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2)により行うものとする。

なお、規則第4条の規定により審査した結果、知事が補助金を交付することが適当でないと認めた場合は、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付を受ける補助対象事業者が、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第4条第2項第1号から第3号に定める者であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内とし、省エネルギー設備等導入支援事業費補助金交付申請取下届出書(様式第3)を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更の申請)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ省エネルギー設備等導入支援事業費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書(様式第4)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ省エネルギー設備等導入支援事業費補助金に係る補助対象事業中止(廃止)承認申請書(様式第5)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに省エネルギー設備等導入支援事業費補助金に係る補助対象事業事故報告書(様式第6)を知事に提出して、知事の指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する補助対象事業等実績報告書は、様式第7のとおりとする。

2 前項の補助対象事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から30日を経過した日と当該年度の2月末日とのいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条により確定した補助金の額は、省エネルギー設備等導入支援事業費補助金の額の確定通知書(様式第8)により補助対象事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

3 補助対象事業者は、規則第20条の規定により知事の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保(以下「処分」と

いう。)に供しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第9)を知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分をしたことにより利益を生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の提出部数)

第14条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

(雑則)

第15条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2023年6月30日から施行する。

この要綱は、2024年6月3日から施行する。

この要綱は、2025年6月2日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯機器、コージェネレーションシステム
--

別表 2（第 4 条関係）

補助対象経費	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 7 年 3 月 10 日環地域事発第2503102号。以下「脱炭素交付金実施要領」という。）別表第 1 で定める費用
補助率	1 / 3
補助限度額	700万円
補助金の額	次の（１）と（２）とを比較して少ない方の額（１万円未満切り捨て）を補助金の額とする。 （１）補助対象経費に補助率を乗じて得た額 （２）補助限度額

- 1 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争に付さなければならない。ただし、当該補助対象事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合はこの限りでない。
- 2 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。
- 3 補助限度額は省エネルギー設備導入に係る事業の一事業者における単年度の補助限度額とする。
- 4 補助金の額の確定にあたっては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあつては、当該変更後の額）を超えないものとする。

別表 3（第 4 条関係）

補助対象経費	脱炭素交付金実施要領別表第 1 で定める費用		
補助率		新築建築物	既存建築物
	『ZEB』化	3 / 5	2 / 3
	Nearly ZEB化	1 / 2	2 / 3
	ZEB Ready化	1 / 3	
補助限度額	1,750万円		
補助金の額	次の（１）と（２）とを比較して少ない方の額（１万円未満切り捨て）を補助金の額とする。 （１）補助対象経費に補助率を乗じて得た額 （２）補助限度額		

- 1 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争に付さなければならない。ただし、当該補助対象事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合はこの限りでない。
- 2 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。
- 3 補助限度額は建築物の ZEB 化に係る事業の一事業者における単年度の補助限度額とする。
- 4 補助金の額の確定にあたっては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあつては、当該変更後の額）を超えないものとする。

様式第 1（第 5 条関係）

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

〒

住所又は所在地

（フリガナ）

氏名又は名称

（フリガナ）

代表者職氏名

省エネルギー設備等導入支援事業費補助金交付申請書

省エネルギー設備等導入支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 対象事業（次のいずれかを選択）
 - ☐ 省エネルギー設備の導入に係る事業
 - ☐ 建築物の ZEB 化に係る事業
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第 1-1 又は様式第 1-2）
 - (2) 補助対象経費に係る見積書（原本又は写し。原則 2 者以上。発行後 3 ヶ月以内のもの）
 - (3) 導入機器のカタログ等
 - (4) 図面（全体配置図、導入機器据付図等）
 - (5) 登記事項証明書（原本 1 部。発行後 3 ヶ月以内のもの）
 - (6) 決算報告書及び確定申告書の写し（直近 1 年分。事業実績が確認できるもの）
 - (7) その他必要に応じて知事が指示する書類
- 4 暴力団排除に係る誓約
 - ☐ 交付要綱第 4 条第 2 項第 1 号から第 3 号に定める者に該当しないことを誓約します。
- 5 補助対象事業に係る誓約
 - ☐ 他の助成・補助事業として採択された事業ではないことを誓約します。
- 6 交付要件について
 - ☐ 本交付金の交付要綱及び取扱要領について全て確認し、了承しています。

愛知県知事

年 月 日付けで申請のあった省エネルギー設備等導入支援事業費補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

1 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

(対象事業)

- 6 –

様式第3（第7条関係）

年 月 日

愛知県知事 殿

〒

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名

省エネルギー設備等導入支援事業費補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった省エネルギー設備等導入支援事業費補助金については、下記の事項について不服があるので、同補助金の交付申請（ 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

1 補助金交付申請額 金 円
(対象事業)

2 申請年月日

3 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件

4 取り下げる理由

様式第4（第8条関係）

年 月 日

愛知県知事 殿

〒

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名

省エネルギー設備等導入支援事業費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった省エネルギー設備等導入支援事業費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由によりその内容を変更したいので、申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更する理由
- 3 補助金交付申請書（写）に変更する内容を修正したもの
- 4 その他必要な書類

年 月 日

愛知県知事 殿

〒

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名

省エネルギー設備等導入支援事業費補助金に係る
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった省エネルギー設備等導入支援事業費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により同事業を中止（廃止）したいので、申請します。

記

- 1 補助対象事業を中止（廃止）する理由
- 2 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
- 3 その他必要な書類

年 月 日

愛知県知事 殿

〒

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名

省エネルギー設備等導入支援事業費補助金に係る補助対象事業事故報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった省エネルギー設備等導入支援事業費補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

- 1 施設名称及び住所
- 2 補助対象事業の進捗状況
- 3 事故の原因及び内容
- 4 措置
- 5 内容に係る金額
- 6 補助対象事業完了予定年月日
年 月 日
- 7 その他必要な書類

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

〒

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名

省エネルギー設備等導入支援事業費補助金に係る補助対象事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった省エネルギー設備等導入支援事業費補助金に係る補助対象事業を完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 対象事業（次のいずれかを選択）

- ☐ 省エネルギー設備の導入に係る事業
- ☐ 建築物の ZEB 化に係る事業

3 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第 7－1 又は様式第 7－2）
- (2) 決算証拠書類（契約書（請書）の写し、領収書等（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書）
- (3) 補助対象事業の実施状況を示す写真
- (4) その他知事が必要と認めるもの

番 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事

省エネルギー設備等導入支援事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった省エネルギー設備等導入支援事業費補助金に係る補助対象事業の補助金の額を、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額	金	円
(対象事業)		

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

〒

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名

財産処分承認申請書

省エネルギー設備等導入支援事業費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、
下記のとおり処分したいので、申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事項